

## 令和5年度可児市小規模保育事業A型募集要項

### 1 募集の趣旨

本市では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その中で「1.2 歳については量の見込みの増加が定員に迫ってくることから、予想以上に見込み量が増加していく場合は、利用希望園の地域性を踏まえ確保について見直す必要がある」としています。

同計画では、3歳未満児の定員について必要利用定員総数を上回る定員を確保しているものの、近年、増加傾向にある保育のニーズに対応するため、さらなる保育の提供体制の確保が必要と判断し、小規模保育事業A型を実施する事業者を募集します。

### 2 募集条件

令和6年4月1日に開所する小規模保育事業A型の運営を希望する者であり、かつ、以下の要件を満たすものであること。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有し、その経営者が社会的信望を有する者であること。
- (2) 事業を実施するために以下に掲げる経済的基礎などがあること。
  - ア 小規模保育事業運営費の概ね2か月分以上に相当する資金(※)を、普通預金、当座預金等により有していること。※「様式4-2 公定価格試算シート」で算定した額。
  - イ 直近の会計年度において、事業実施者の小規模保育事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容が適正であること。
  - ウ 賃貸物件を賃借して実施する場合、1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。なお、賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (3) 事業を実施する施設の確保が確実に見込まれること。土地の取得又は賃貸を予定している場合は、申請時に、取得又は賃貸が確実に見込まれる根拠として契約書又は確約書の写しを提出すること。
- (4) 事業実施の申請時(公募申請書提出時)において、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のうちいずれかの運営の実績が1年以上あること、若しくは3年以上の認可外保育施設の運営の実績があること。
- (5) 事業実施者及び事業実施者が現に運営している施設について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- (6) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (7) 事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

- (8) 代表者又は役員が可児市暴力団排除条例(平成24年可児市条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 市税等の滞納をしていないこと。
- (10) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- (11) 次の条件のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当している者。
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている者。
  - ウ 本市から指名停止措置を受けている者。

### 3 募集地域と施設数

募集する地域と数は、今渡・土田・帷子・春里地区の中から1施設。

※特に開所が望まれる、土田地区に開所する場合、選定の際に加点します。

### 4 小規模保育事業所の施設及び設備に関する条件

- (1) 小規模保育事業は、事業実施者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。  
 なお、建物を賃借する場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。  
 ただし、建物の賃貸借契約において賃借期間を10年以上としている場合や、貸主が地方住宅公社など信用力の高い主体である場合は、登記を行わないことができる。
- (2) 施設は、事業者が確保するものとし、開所予定日どおり開所すること。
- (3) 以下の設備を設けること。

乳児室・ほふく室	0歳児又は1歳児1人につき3.3㎡以上を確保すること。
保育室・遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上を確保すること。
屋外遊戯場	公園、空き地、寺社境内等、児童の屋外遊戯場所が近隣にあること。屋外遊戯場所の面積は、2歳児の定員×3.3㎡以上あること。
調理設備	衛生的な調理設備を有し、保育室等と区画すること。調理員用の手洗い場があることが望ましい。
便所	衛生的な便所を有し、保育室等と区画すること。便所内に手洗い場があることが望ましい。

- (4) 近隣への騒音防止対策を施すこと。
- (5) 児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないこと。

とが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。(耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類が必要となる)

- (7) 事業実施施設について、建築基準法に基づく建築確認済証・検査済証(紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能)が確認できること。なお、検査済証の交付を受けていない建物での事業の実施は不可とする。
- (8) その他、「可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)」に定められた基準を満たすこと。

## 5 小規模保育事業所の運営に関する条件

- (1) 小規模保育事業の利用定員は12人以上19人以下とするが、19人であることが望ましい。また、対象児童は3歳未満児とし、年齢別の受入れ人数を定めること。ただし、定員構成は0歳児≦1歳児≦2歳児とすること。(最終的な定員構成については、市と協議の上決定)
- (2) 施設には、施設長、保育士、調理員及び嘱託医(歯科医を含む)を配置すること。ただし、事業実施者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等(以下「給食搬入施設」という。)又は連携施設から食事を調理・搬入する場合あるいは調理業務の全部を委託する場合は調理員を配置しないことができる。
- (3) 保育士の数は、0歳児の児童3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上とした上で1人以上追加配置し、その半数以上は常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者等)とすること。なお、保育士資格を有する施設長についても必要人数に含むことができることとする。また、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。
- (4) 保育時間中は、必ず複数体制をとること。
- (5) 日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日以外は、原則開所すること。
- (6) 開所時間は、原則11時間以上とすること。  
※延長保育をする場合、延長時間に応じ加点します。
- (7) 保護者から徴収する利用者負担額は、本市が定めた基準額を事業者が徴収し、運営費に充当すること。
- (8) その他「可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)」及び「可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)」に定められた基準を満たすこと。

## 6 事業実施者の遵守事項

- (1) 施設の設置・改修にあたり、消防法、建築基準法、児童福祉法等関係法令を遵守すること。
- (2) 保育に関すること
  - ①保育の内容は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に準拠すること。
  - ②児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努めること。

③必要な医薬品等を備えること。

(3) 職員に関すること

①給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を実施するとともに、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等、細心の注意を払うこと。

②保育士等の雇用にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)など関係法令を遵守すること。

(4) 給食に関すること

利用児童に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業実施施設内で調理する方法によること。なお、調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の内容に留意すること。ただし、給食搬入施設又は連携施設において食事を調理・搬入し提供する場合については、この限りでない。

(5) 安全対策に関すること

①保育中の事故防止のため事業実施施設の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応するとともに、事故・緊急時対応マニュアルを作成すること。

②保育中における利用児童の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。

(6) 利用者への対応

①利用者との連携においては、日々の利用児童の状況を的確に把握するとともに、利用者と保育士等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。

②利用者からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアルを作成すること。

(7) 地域との関わり

事業実施施設の近隣住民や所有者等に、工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について適切に説明するよう努め、近隣住民等の理解を得ること。また、利用者の送迎に対応するための駐車スペースを適切に確保すること。

(8) 連携施設について

事業実施までに、保育内容の支援及び代替保育を担う連携施設(保育園、幼稚園、認定こども園)を確保すること。ただし、代替保育を担う連携施設の確保が困難である場合は、連携協力を行う者(小規模保育事業 A 型事業者等)を確保すること。

## 7 開設準備に係る補助金について

小規模保育事業所の開所に必要な経費について補助金を活用する場合は、以下の(1)から(4)のとおりです。

※補助金を活用せず、自主財源で整備を行う場合、加点します。

(1) 補助対象項目及び補助基準額、補助率

項目	内容	補助基準額・補助率
改修費等	賃貸物件等を活用し保育室等を設置するための改修費等(外構工事を除く)。また、改修に関連し保育に必要な備品等の購入費を含む。	補助基準額 24,026 千円 補助率 3/4
賃借料	準備期間における家賃	
礼金	事業所の賃借における礼金(敷金・保証金を除く。)	

※開所に必要な経費は補助基準内において実績の4分の1は自己負担となります。補助対象以外の経費や補助対象項目のうち補助基準額以上のものについても、自己負担となります。

※国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく補助を予定しておりますが、現段階で令和5年度の補助内容が未確定であり、場合によっては補助対象項目、補助基準額、補助率等が変更になる可能性があります。

※当補助金以外に、国や県から施設の整備・運営に関し補助等を受けている場合、当補助金の対象外となる場合があります。

(2) 施設改修の留意点

- ①原則として、可児市又は岐阜県入札参加資格者名簿(建設工事)に登録している事業者の中から施工業者を選ぶこと。
- ②改修費が130万円を超える事業については事業者による指名競争入札又は一般競争入札により施工業者を決定すること。改修費が130万円以下の事業については、2者以上の見積もり合わせにより施工業者を決定すること。
- ③公告等も含め、入札の執行については事業者自身で行うこと。
- ④入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがあります。
- ⑤小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が必要となる場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業完了後、速やかに完了報告書を提出すること。補助金は、補助金額の確定後、請求から30日以内に支払います。

(4) 消費税の確定申告

消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

## 8 給付費について

本事業に対しては、地域型保育給付が支給されます。実際に市から支給される給付費は、国が定める公定価格から、保護者の負担能力に応じた利用者負担額を控除した額となります。

【参考】

内閣府ウェブサイト

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

## 9 公募の手続き

### (1) 受付期間

令和5年9月29日(金)から11月2日(木)までの午前9時から午後5時まで。

(土・日曜日、祝日を除く)

### (2) 公募要項及び申請書類等入手方法

市ウェブサイトからダウンロードしてください。申請書類は別紙1「可児市小規模保育事業 A型 公募申請提出書類一覧」のとおり。

### (3) 提出方法

①提出していただく申請書類等は事前に内容確認を行いますので、あらかじめ電話予約をして来庁してください。

②事前の内容確認後、正本1部、副本6部(コピー可)を可児市こども健康部保育課へ持参してください。

### (4) 提出書類について

①A4版で作成し、別紙1を添えて提出してください。

②書類番号を記載したインデックスを添付してください。

③申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

④事業計画等の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は小規模保育事業の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

⑤提出書類は、可児市情報公開条例(平成11年条例第22号)に基づく公開請求により、個人情報を除き公開されることがあります。

⑥受付期間後は本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めません。

⑦提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、補助金を支給しない場合があります。

### (5) 公募に関する質問の受け付け及び回答

①応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙2「小規模保育事業公募に関する質問票」により行うこと。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答しません。

②応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、市ウェブサイトに掲載することがあります。市ウェブサイトについては定期的に確認をしてください。市ウェブサイト記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。

## 10 事業者の選定

### (1) 選定方法

可児市小規模保育事業者選定委員会において書類審査を実施し、応募条件に合致するかどうか判断を行い、事業者を選定します。なお、審査にあたり、事業者の代表者等にプレゼンテーション(10分以内)及びヒアリングを実施します。

※募集施設数を超えない場合においても、審査の結果「該当なし」とする場合があります。

### (2) 選定基準

提案内容に基づき、別紙3「可児市小規模保育事業者選定基準表」に基づき選定を行います。

### (3) 選定結果と公表

事業実施者の決定は、令和5年11月下旬を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。決定法人名等については、市ウェブサイトで公表します。

## 11 スケジュール(予定)

令和5年9月29日(金) 募集要項公開

令和5年9月29日(金)～11月2日(木) 応募受付期間(締切厳守)

令和5年10月2日(月)～10月9日(月) 質問の受付期間

令和5年11月中旬 事業者選定(ヒアリング等)

令和5年11月下旬 選定結果通知

令和6年4月1日(月) 開所

### 【提出先・問い合わせ】

可児市こども健康部保育課 保育園・幼稚園係

〒509-0209

可児市下恵土1丁目100番地 子育て健康プラザマーノ2F

電話番号 0574-62-1111 (内)5524

ファクス 0574-66-1005

Eメール [hoiku@city.kani.lg.jp](mailto:hoiku@city.kani.lg.jp)

## 別紙1

## 可児市小規模保育事業A型 公募申請提出書類一覧

番号	内容	指定の書式	チェック
1	公募申請書	様式1	
2	法人概要調書	様式2	
3	法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		
4	施設概要調書	様式3	
5	既に運営している施設・事業所の直近の行政による監査における指摘調書及び改善報告書(又は同趣旨書類)の写し(3年分)		
6	法人の定款・規約等		
7	運営資金計画書	様式4-1 様式4-2	
8	施設整備事業計画書	様式5	
9	開設までのスケジュールがわかる書類		
10	事業実施施設が法人の所有または取得見込み、もしくは長期使用が可能であることを証する書類(不動産登記事項証明書(土地及び建物)、寄附・贈与契約(確約)書、売買契約(確約)書、建物賃借に係る契約条件証明書(参考様式あり)など)	様式6 (例)	
11	設置予定位置図	様式7	
12	昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工された場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み等を証する書類		
13	工事費、設計管理費等見積書の写し		
14	平面図(各室の用途及び面積がわかるもの)		
15	保育内容等概要調書	様式8	
16	職員配置概要調書	様式9	
17	決算書又は決算報告書・収支報告書等決算書に類する書類過去3期分(損益計算書及び貸借対照表)		
18	納税証明書(法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税) ※各々直近1年分		
19	残高証明書等自己資金を証明できる書類 ※公募開始以降のものを提出すること。		

※追加で資料の請求を行う場合があります。

別紙2

小規模保育事業公募に係る質問票

令和 年 月 日

(宛先)可児市長 あて

申請者 住所又は所在地  
法人名  
代表者氏名  
担当者部署・氏名  
連絡先(電話)

項 目	
内 容	

(注意事項)

質問は、一項目につき用紙一枚として簡潔にまとめてください。

(提出先)可児市役所 こども健康部 保育課 保育園・幼稚園係

電話番号 0574-62-1111/FAX 0574- 66-1005

E-mail hoiku@city.kani.lg.jp

## 別紙3

可児市小規模保育事業者選定基準表

審査項目	審査の視点	配点	合計点
事業者の概要及び経営の安定性	事業者の概要及び現在における経営状態	5	25
	事業の継続性	5	
	職員の人材確保のための方策	5	
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	5	
	本市又は他市での保育所等の実績	5	
計画の妥当性	事業開始までのスケジュールの妥当性	5	15
	年間収支計算書の妥当性	5	
	認可定員設定の妥当性	5	
事業の運営方針	保育の方針について	5	25
	※延長保育について	5	
	施設の衛生管理及び児童の健康管理について	5	
	事故防止等の安全対策について	5	
	要望、苦情に対する対応について	5	
施設	保育室等について	5	20
	周辺環境等について	5	
	※特に開所が望まれる区域(土田地区)かどうか	10	
食事の提供	食育・アレルギー対応について	5	5
補助金の活用	※自主財源での整備	10	10
合 計			100

※印の項目は、該当した場合加点します。(ただし、延長保育は、時間数に応じて加点します)